

第15回太子町農業委員会総会議事録

令和7年3月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年3月19日(水) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- | | | |
|-------|-----|----|
| 1番委員 | 赤松 | 光男 |
| 2番委員 | 前田 | 俊春 |
| 4番委員 | 大西 | 正美 |
| 5番委員 | 山田 | 幸雄 |
| 6番委員 | 森川 | 徹夫 |
| 7番委員 | 塚本 | 芳文 |
| 8番委員 | 朝生 | 憲敏 |
| 9番委員 | 倉橋 | 輝明 |
| 10番委員 | 塚原 | 栄一 |
| 11番委員 | 檜皮 | 由美 |
| 12番委員 | 長谷川 | 秀人 |
| 13番委員 | 松本 | 雅邦 |
| 14番委員 | 廣岡 | 正義 |

農地利用最適化推進委員(7名)

- | | |
|-----|----|
| 北川 | 智一 |
| 首藤 | 俊彦 |
| 八木 | 正実 |
| 佐々木 | 茂美 |
| 菅原 | 清隆 |
| 玉田 | 隆良 |
| 森川 | 明久 |

欠席委員

- | | | |
|------|---|--------|
| 3番委員 | 新 | 多恵(1名) |
|------|---|--------|

農業委員会事務局職員

- | | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 栗岡 | 秀成 |
| 事務局員 | 横田 | 大輔 |
| 事務局員 | 藤澤 | 寛将 |

事務局 定刻になりましたので、第 15 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 15 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、4 番大西正美委員及び 5 番山田幸雄委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 5 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 2 件、4 条申請が 1 件、5 条申請が 2 件、農用地利用集積計画の決定について、となります。

議 長 まず、3 条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：114、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町広坂■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：726 ㎡、太子町広坂■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：796 ㎡、太子町広坂■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,500 ㎡、太子町広坂■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：102 ㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっています。

本申請は、■■■■■で所有している農地を■■■■■に譲渡する案件です。譲受人は太子町内で、6,022 ㎡の農地を耕作しています。耕作機械はトラクター 2 台、田植え機 2 台、コンバイン 1 台を所有しており、年間従事日数は 300 日従事していることを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

大西委員 申請地は、広坂地区の一番北東になります。夫婦で所有している農地を夫から妻に譲り渡すものです。令和 5 年 5 月に開催した農業委員会総会にておいて審議いただき、許可した農地になります。許可後から全ての農地で水稻が行われて

おり、今後も適切に水稻栽培、農地管理が行われるものと思われ、自作農地 6,000 m²強の農地を所有しています。そのため、大型機械を沢山所有しており、親族で全ての農地を効率的、適正に管理していくことと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：115、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町岩見構■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：26 m²、太子町岩見構■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：16 m²、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

譲受人は太子町内で 704 m²の農地を耕作しています。また、5,2811 m²の農地を■■■■■に貸付しています。耕作機械はトラクター、運搬機を各 1 台ずつ所有しており、農作業従事日数は 150 日従事していることを確認しています。事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚原委員 譲渡人は■■■■■、譲受人は■■■■■となります。譲受人の■■■■■は年齢 77 歳で、普段は田畑を耕作しています。農機具は稲作が十分できる機械を所有しており、申請地は国土調査により境界線が判明し、■■■■■が所有している土地であり、隣接農地者は買う気がないことから、■■■■■が買うこととなりました。■■■■■の次女が近くに住んでおり、■■■■■と一緒に田畑を管理しており、今後も農地管理、耕作が続けられると思われます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：116、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法4条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町太田■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：478 m²、申請人：■■■■■、転用目的：貸露天駐車場となっています。
申請地は水道管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に2つ以上の教育施設、医療施設等が存在する理由から第3種農地と判定される見込みです。
また、転用目的が露天駐車場であるため、都市計画法等の手続は不要です。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

赤松委員 申請地付近には沢山の家が立ち並んでいる場所になり、申請人の■■■■■は84歳で現在入院しており、土地の管理に困っていたため、この度の申請となっています。自治会長、水利組合長らの同意書もあります。審議のほどよろしく願います。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：117、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町天満山■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：834 m²、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■、転用目的：露天資材置場用敷地となっています。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接しており、農地の規模が概ね10ha未満ため、第2種農地と判定される見込みです。

なお、転用目的が露天資材置場用地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

菅原委員

譲渡人の■■■■■は入院しているため、長らく耕作放棄地の状態でありました。また、■■■■■の息子さんは今後、農業する意思がないことを確認しています。申請地の北側に隣接する■■■■■が手狭になったことから、このたびの申請に至っています。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

（質問・意見なし）

議 長

この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同

（挙手多数）

議 長

賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：118、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法5条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町天満山■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：23 m²、太子町天満山■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：610 m²、太子町天満山■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：162 m²、太子町天満山■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：600 m²、太子町天満山■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：77 m²、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■、転用目的：貸露天資材置場用地となっています。

申請地は、住宅が連たんする区域に近接しており、農地の規模が概ね10ha未満ため、第2種農地と判定される見込みです。

なお、転用目的が貸露天資材置場用地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

菅原委員 受付番号 117 番で審議した農地の西に隣接する 5 筆の農地になります。そのうち 2 筆は、昨年まで耕作していましたが、山のふもとなので鹿等の被害により耕作しにくい農地となっています。譲受人の[]は、取得予定の土地を資材置場にしたいということで、今回の申請に至っています。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員 今までは建設業者が露店資材置場として利用する案件が多かったが、[]という個人名で会社に貸すことはできるのか説明してください。

事務局 譲受人の[]は、[]になります。この申請地は会社として利用予定ですが、[]個人名での譲り受けは可能です。この度の申請についても、譲受人が[]に貸露天資材置場として貸すことはできますし、[]であり、全く関係ない人に貸すわけでありませんので、農地法 5 条申請上、問題ございません。また、会社の組織図で関係性は確認しています。

赤松委員 なぜ、今回の申請が資材置場として使用する[]からの申請でないのですか。[]の代表は譲受人ですか。

事務局 申請の理由書によると、太子工業では資金的な面で問題があるため、[]の譲受人から申請が出ています。譲受人は[]ではありません。

廣岡委員 資金面で問題があると判断できる資料はありますか。

事務局 理由書の中に資金面の文言があり、確認しております。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：119、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、太子町長から令和7年2月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：4筆、2,332.00㎡、権利種別：使用貸借4筆、2,332.00㎡、利用権の設定：新規4筆、2,332.00㎡、設定期間：10年4筆、2,332.00㎡

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるもので、改正前の各要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、農用地利用集積計画を原案どおり決定します。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。これをもちまして、第15回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前 田 俊 春

議事録署名委員

(4 番大西正美委員)

大 西 正 美

議事録署名委員

(5 番山田幸雄委員)

山 田 幸 雄